

C-2 《社会復帰施設／主治医用》

精神保健福祉に関するニーズ調査 主治医調査票 質問用紙

お書きになるときの注意

1. この調査票は、対象者ご本人の承諾が得られた場合のみご記入願います。
2. この調査票が不足した場合は、恐れ入りますがコピーしてご利用ください。
3. 回答は、別紙回答用紙にご記入ください。
4. 問1～7は事務部門の方が、問8以降は顧問医・嘱託医・主治医の方がご記入ください。
5. 平成15年3月現在でお答えください。

・ ・ ・ ・ アンケートをはじめる前に ・ ・ ・ ・

以下の項目を実施・ご確認ください

- 対象者に、病院・診療所のスタッフから調査の主旨を説明した
- 調査では対象者の秘密が守られることを説明した
- この調査を拒否しても対象者の不利にはならないことを説明した
- 主旨を理解の上で、アンケートへの協力の同意が得られた

この調査に関する問合せ先

社団法人 日本精神科病院協会 精情研センター

担当／部長・山崎、竹本

〒108-8554 東京都港区芝浦3-15-14

TEL 03-5232-3311 FAX 03-5232-3309

回答は別紙の回答用紙にご記入ください。質問票が不足の場合は、恐れ入りますがコピーしてご利用ください。

この頁（問1～7）は事務部門でご回答下さい。

回答用紙に、記入年月日をご記入の上、各設問にご回答願います。

問1 対象者の生年月をお答えください。

明治・大正・昭和・平成 年 月

問2 対象者の性別をお答えください。

1. 男性 2. 女性

問3 対象者の精神障害者福祉手帳について、次のうちあてはまるものを1つ選択してください。

1. 手帳をもっていない 2. 1級 3. 2級 4. 3級

問4 対象者の障害基礎年金について、次のうちあてはまるものを1つ選択してください。

1. 支給を受けていない 2. 1級 3. 2級

問5 対象者の障害厚生年金について、次のうちあてはまるものを1つ選択してください。

1. 支給を受けていない 2. 1級 3. 2級 4. 3級

問6 対象者の介護保険について、次のうちあてはまるものを1つ選択してください。

1. 認定をうけていない 5. 要介護度3
2. 要支援 6. 要介護度4
3. 要介護度1 7. 要介護度5
4. 要介護度2

問7 対象者の今回の入所開始日はいつですか。

昭和・平成 年 月 日

回答は別紙の回答用紙にご記入ください。質問票が不足の場合は、恐れ入りますがコピーしてご利用ください。

この頁(問8～)以降は、顧問医・嘱託医・主治医の方がご回答下さい。

回答用紙に、記入年月日をご記入の上、各設問にご回答願います。

問8 対象者の、他の医療機関も含めた精神科・神経科への初診日はいつですか。

昭和・平成 年 月(頃)

問9 対象者がこれまで他の医療機関も含め、精神科・神経科の病院に入院した回数は合わせて何回になりますか。(通算回数をお答えください。正確な回数のわからない場合はおおよその回数をお答えください)

回(くらい)

問10 対象者がこれまで他の医療機関も含め、精神科・神経科の病院に入院した期間を全部合わせるとどれくらいになりますか。(通算期間をお答えください。また、5年以上に及ぶ場合は、年数のみご記入下さい。)

約 年 ヶ月 不明

問11 対象者が過去に精神科・神経科への入院歴がある場合、一番最近の退院はいつですか。

昭和・平成 年 月 日 入院歴なし 不明

問12 対象者の疾患分類はICD-10のどれにあたりますか。主診断を1～15の番号でお答えください。

- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| 1. 痴呆性疾患(F00-03) | 9. 生理的障害・身体的要因に関連した行動症候群(F5) |
| 2. その他の症状性を含む器質性精神障害(F04-09) | 10. 成人の人格・行動の障害(F6) |
| 3. アルコールによる精神・行動の障害(F10) | 11. 精神遅滞(F7) |
| 4. その他の精神作用物質による精神・行動の障害(F11-19) | 12. 心理的発達の障害(F8) |
| 5. 統合失調症(精神分裂病)(F20) | 13. 小児期・青年期に発症する行動・情緒の障害(F90-98) |
| 6. その他の精神病性障害(F21-29) | 14. 特定不能の精神障害(F99) |
| 7. 気分(感情)障害(F3) | 15. てんかん(G40) |
| 8. 神経症性・ストレス関連・身体表現性障害(F4) | |

問13 対象者の機能の状態を以下のGAF尺度(評価方法と評点の基準の詳細は別紙-1参照)にしたがって評価してください。

点

100-91	最高に機能しており、症状はない。	40-31	現実検討か意思伝達にいくらかの欠陥、多くの面での粗大な欠陥。
90-81	症状が全くないか、少しだけ。	30-21	妄想・幻覚に相当影響された行動、意思伝達か判断に粗大な欠陥、ほとんどの面での機能不能。
80-71	症状があったとしても心理的・社会的ストレスによる一過性のもの。ごくわずかな障害。	20-11	かなりの自傷他害の危険性、最低限の清潔維持の困難、意思伝達の粗大な欠陥。
70-61	いくつかの軽い症状。機能にいくらかの困難があるが、全般的には良好。	10-1	自傷他害の危険が続いている、最低限の清潔維持が持続的に不可能、重大な自殺行為。
60-51	中等度の症状、機能における中等度の障害。	0	情報不十分
50-41	重大な症状、機能における重大な障害。		

回答は別紙の回答用紙にご記入ください。質問票が不足の場合は、恐れ入りますがコピーしてご利用ください。

問 14 次の各項目に関して、対象者の現在の状態にあてはまる番号を1つ選択してください。

a.自傷他害の危険性	自己の身体の一部を傷つける、自殺を企てる、他人に危害を及ぼすなどの行動をとる危険性		
	0	ない	誰がみても危険を感じさせる徵候がない。
	1	少ない	現在の状況では、自傷他害はほとんどおこらないが、環境の変化によって引き起こされる可能性はある。
	2	中程度	自傷他害の可能性があり、常に用心している状態。
	3	高い	自傷他害を具体的に起こす恐れが十分あり、特別な警戒が必要な状態。
b.個人衛生	洗面、入浴、身繕い、洗濯、掃除、身の回りの整理整頓を行う能力		
	0	自立	自主的に自分でできる。
	1	観察・促し	声をかけて行動を促したり、できているか確認する必要がある。また時に少し手を貸すこともある。
	2	直接介助	全面的に介助する必要がある。
c.まとまりのない話	筋違いのこと、まとまりのないことを言う		
	0	そのようなことは、観察されていない。	
	1	時々筋違いのことをしゃべったり、まとまりのないことを言ったりすることがある。しかし、これらのこととは毎日起こるわけではない。	
	2	筋違いのこと、あるいはまとまりのないことを言ったりすることがしばしばある。(1日に1回以上)	
d.奇妙な姿勢	奇妙な姿勢やわざとらしい行動がある		
	0	そのような行動はみられない。	
	1	2と同じように行動するが、毎日というわけではない。	
	2	毎日奇妙で快適でないような姿勢をとったり、あるいはわざとらしい行動をする。	
e.幻覚	外界からの刺激のない知覚。錯覚や明瞭な精神的表象からは区別する。		
	0	症状なし	
	1	ごく軽度	患者の報告する体験の質が幻覚といえるか疑わしい。入眠幻覚。
	2	軽度	孤立した断片的幻覚体験(光、自分の名前が呼ばれる)。
	3	中等度	言語幻覚もしくは完全に発展した他の感覚の幻覚で、明らかに存在するが出現頻度の稀なもの。行動に影響しない。いくらかの洞察。
	4	やや高度	頻回の幻覚。患者がそれに反応する。洞察なし。
	5	高度	持続性で強度の幻覚。対象者の行動を決定する。
	6	非常に高度	強大な幻覚。幻覚状態(急性せん妄や急性幻覚症の時のような)。患者は幻覚体験に完全に没頭。接触不可能。
f.罪業感	過去の行為についての呵責。自責。自己非難。罪の予期。罪をうけて当然だと思う。		
	0	症状なし	
	1	ごく軽度	質問された時のみ、過去の行為について多少の軽度の後悔。内容の発展はない。
	2	軽度	過去の行為についての後悔。些細な事についての自責傾向。
	3	中等度	良心の呵責および自責的思いめぐらし。
	4	やや高度	うまくゆかないこと全てについての自己卑下と自己非難を示す広範囲にわたる罪業感。
	5	高度	罪業妄想。罪責妄想。
	6	非常に高度	非常に高度

回答は別紙の回答用紙にご記入ください。質問票が不足の場合は、恐れ入りますがコピーしてご利用ください。

g.緊張	不安（激越にまで及ぶ）、緊張、過敏焦燥の身体的及び運動機能における徴候。観察に基づいての評価。		
0	症状なし		
1	ごく軽度	過度に注意深い。多少緊張した姿勢。時々紅潮。時々不必要な小さな動き。	
2	軽度	過度に注意深い。多少緊張した姿勢。時々紅潮。時々不必要な小さな動き。	
3	中等度	多少の不安の自律神経症状。頻回の不必要な小さな動き。落ち着きのなさ。緊張した姿勢。	
4	やや高度	不安の自律神経症状。振戻。落ち着きがなく、姿勢をかえたり立ち上がったりする。もみ手。歩き回る。	
5	高度	運動機能の激越。歩き回り。頭を叩きつけ、筋のトーネスが上がっているための緊張で動かないなどの症状を示す。多少の接触は可能。	
6	非常に高度	5と同じ。しかしコントロール不可能。接触不可能。	
h.抑うつ気分	悲哀、絶望、無力、悲観といった感情を訴える。重症度を評価する際には対象者の表情や泣く様子を考慮にいれる。しかし罪悪感、運動減退、心気的訴えは考慮に入れない。		
0	症状なし		
1	ごく軽度	一過性の悲哀感。外見上抑うつの徴候なし。	
2	軽度	気力喪失の訴え。沈んでいる。くよくよする。悲しい。	
3	中等度	外見上ゆううつ。悲しい。どうしようもない。	
4	やや高度	抑うつの身体的徴候（通常はいくらかの制止もしくは激越を示す）。絶望感。希望喪失。抑うつの内容が前景。自殺念慮。	
5	高度	抑うつの身体的徴候を示す広範囲で重篤な抑うつ。抑うつ性妄想。死や自殺への没頭。	
6	非常に高度	抑うつ性昏迷もしくは激越。はなばなしい抑うつ性妄想。自己破壊行為。	
i.短期記憶	最近のこと（5分程度）を覚えている能力を評価する。（たとえば、終わったばかりの食事の内容を聞いたり、身近にあるものを3つ見せて、一旦しまい、5分後聞いてみる。）		
0	問題なし		
1	問題あり		
j.日常の意思決定を行うための認知能力	毎日の日課における判断能力を評価する		
0	自立	日常生活において首尾一貫した判断ができる。毎日するべきことに対して予定を立てたり、状況を判断できる。	
1	いくらか困難	日々繰り返される日課については判断できるが、新しい課題や状況に直面した時にのみ判断に多少の困難がある。	
2	見守りが必要	判断力が低下し、毎日の日課をこなすためにも合図や見守りが必要になる。	
3	判断できない	ほとんどまたは全く判断できない。	
k.自分の意志の伝達能力	自分の要求、意思、考えなどを相手に伝達し、理解させることができる能力を評価する。（方法は会話に限らず、筆談、手話、あるいはその組み合わせでも良い）		
0	伝えられる	自分の考えを容易に表現し、相手に理解させることができる。	
1	いくらか困難	適当な言葉を選んだり、考えをまとめるのに多少の困難があるため、応対に時間がかかる。自分の意思を理解させるのに多少、相手の促しを要することもある。	
2	具体的な要求に限られる	時々は自分の意思を伝えることができるが、基本的な欲求（飲食、睡眠、トイレ等）に限られる。	
3	伝えられない	ほとんど伝えられない。または限られた者にのみ理解できるサイン（本人固有の音声あるいはジェスチャー）でしか自分の要求を伝えることができない。	

回答は別紙の回答用紙にご記入ください。質問票が不足の場合は、恐れ入りますがコピーしてご利用ください。

問 15 対象者の現在の精神症状について、次のうちあてはまるものを1つ選択してください。

1. 症状がまったくないか、あるいはいくつかの軽い症状が認められるが日常生活の中ではほとんど目立たない程度である。
2. 精神症状は認められるが、安定化している。意思の伝達や現実検討も可能であり、院内の保護的環境ではリハビリ活動等に参加し、身辺も自立している。通常の対人関係は保っている。
3. 精神症状、人格水準の低下、痴呆などにより意思の伝達や現実検討にいくらかの欠陥がみられるが、概ね安定しつつあるか、または固定化されている。逸脱行動は認められない。または軽度から中等度の残遺症状がある。対人関係で困難を感じことがある。
4. 精神症状、人格水準の低下、痴呆などにより意思の伝達か判断に欠陥がある。行動は幻覚や妄想に相当影響されているが逸脱行動は認められない。あるいは中等度から重度の残遺症状(欠陥状態、無関心、無為、自閉など)、慢性の幻覚妄想などの精神症状が遷延している。または中等度のうつ状態、そう状態を含む。
5. 精神症状、人格水準の低下、痴呆などにより意思の伝達に粗大な欠陥(ひどい減裂や無言症)がある。時に逸脱行動が見られることがある。または最低限の身辺の清潔維持が時に不可能であり、常に注意や見守りを必要とする。または重度のうつ状態、そう状態を含む。
6. 活発な精神症状、人格水準の著しい低下、重度の痴呆などにより著しい逸脱行動(自殺企図、暴力行為など)が認められ、または最低限の身辺の清潔維持が持続的に不可能であり、常時厳重な注意や見守りを要する。または重大な自傷他害行為が予測され、厳重かつ持続的な注意を要する。しばしば隔離なども必要となる。

問 16 対象者の現在の日常生活能力の程度について、次のうちあてはまるものを1つ選択してください。
(詳細は別紙-2「能力障害」評価表をご参照ください)

1. 精神障害を認めるが、日常生活および社会生活は普通にできる。
2. 精神障害を認め、日常生活または社会生活に一定の制限を受ける。
3. 精神障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。
4. 精神障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、常時援助を要する。
5. 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

問 17 対象者が自身の病状についての洞察（病識）を有しているか、次のうちあてはまるものを1つ選択してください。

1. 十分にある
2. 不十分
3. ほとんどない

問 18 対象者が薬物療法の必要性を認識しているかどうか、次のうちあてはまるものを1つ選択してください。

1. 十分に認識している。
2. 不十分ではあるが、嫌がらずに服薬している。
3. 不十分で、服用を嫌がったり、拒否することがある
4. 主治医は服薬を不要であると判断している。(処方されていない)

回答は別紙の回答用紙にご記入ください。質問票が不足の場合は、恐れ入りますがコピーしてご利用ください。

問 19 過去 3 日間にみられた以下の a ~ d の日常動作 (ADL) について、対象者の自立度 (※) を 0 ~ 7 から 1 つ選んでそれぞれお答えください。

ADL 自立度 (※)		<参考>	
0. 自立	手助け、準備、観察は不要。または 1~2 回のみ。	ボディタッチは必要か	必要ない → 0. 自立 必要ある → 1. 準備のみ 2. 観察
1. 準備のみ	ものや用具を患者の手の届く範囲に置くことが 3 回以上。	体重を支える必要はあるか	必要ない → 3. 部分的な援助 必要ある → 4. 広範な援助
2. 観察	見守り、励まし、誘導が 3 回以上	本動作の半分以上を自力でできているか	できる → 4. 広範な援助 できない → 5. 最大の援助
3. 部分的な援助	動作の大部分 (50% 以上) は自分でできる。四肢の動きを助けるなどの体重 (身体) を支えない援助を 3 回以上。	少しでも本動作に参加しているか	している → 5. 最大の援助 していない → 6. 全面依存
4. 広範な援助	動作の大部分 (50% 以上) は自分でできるが、体重を支える援助 (たとえば、四肢や体幹の重みを支える) を 3 回以上。		
5. 最大の援助	動作の一部 (50%未満) しか自分でできず、体重を支える援助を 3 回以上。		
6. 全面依存	まる 3 日間すべての面で他者が全面援助した。		
9. 本動作は 1 回もなかった (能力にかかわらず)。			

a. ベッド上の可動性	横になった状態からどのように動くか、寝返りをうつたり、起き上がったり、ベッド上の身体の位置を調整する	0 1 2 3 4 5 6 9
b. 移乗	ベッドからどのように、いすや車いすに座ったり、立ち上がるか (浴槽や便座への移乗は除く)	0 1 2 3 4 5 6 9
c. 食事	どのように食べたり、飲んだりするか (上手、下手に関係なく) 経管や経静脈栄養も含む	0 1 2 3 4 5 6 9
d. トイレの使用	どのようにトイレ (ポータブルトイレ、便器、尿器を含む) を使用するか。排泄後の始末、おむつの替え、人工肛門またはカテーテルの管理、衣服を整える (移乗は除く)	0 1 2 3 4 5 6 9

問 20 次の IADL (手段的日常生活動作) 各項目について、対象者が自分一人で実施する場合 (そのような状況になった場合)、どの程度困難かを困難度 (※) の 0 ~ 2 から選んでそれぞれお答えください。

a. 食事の用意 (献立を考える、材料を用意する、料理する、配膳する)	0 1 2
b. 家事一般 (食事の後片付け、掃除、布団・ベッドの整理、家の中の整頓、洗濯など)	0 1 2
c. 金銭管理 (請求書の支払い、貯金の管理、家計の収支勘定)	0 1 2
d. 薬の管理 (服用の時間、袋からの取り出し、処方通りの服用)	0 1 2
e. 電話の利用 (自分で電話をかけたり、受けたり)	0 1 2
f. 買い物 (食べ物や衣類など必要な物を自分で選び、支払う)	0 1 2
g. 交通手段の利用 (バス・電車などの乗り物による移動)	0 1 2

(※) 困難度 0. 問題ない

- 1. いくらか困難 (援助が必要、非常にゆっくりしている、疲れる)
- 2. 非常に困難 (ほとんど、あるいは全く本人は実施できない)

問 21 対象者は、現在、身体合併症がありますか。次の中から 1 つ選択してください。

- | |
|-------------------------------------|
| 1. 特別な管理 (入院治療が適当な程度) を要する身体合併症がある |
| 2. 日常的な管理 (外来通院が適当な程度) を要する身体合併症がある |
| 3. ない |

回答は別紙の回答用紙にご記入ください。質問票が不足の場合は、恐れ入りますがコピーしてご利用ください。

問 22 対象者は、今回の入所の直前（病院を退院して直接入所した場合は、その入院の直前）には、どこに住んでいましたか。次の中から1つ選択してください。

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1. 自宅もしくはアパートなどで家族と同居 | 7. 老人保健施設 |
| 2. 自宅もしくはアパートなどでひとり暮らし | 8. 特別養護老人ホーム |
| 3. 生活訓練施設（援護寮） | 9. 養護老人ホーム |
| 4. 福祉ホーム | 10. 7, 8, 9以外の老人福祉施設 |
| 5. 入所授産施設 | 11. その他 |
| 6. グループホーム | 12. 不明 |

問 23 退所後、対象者は、どのような「暮らしの場」での生活が適当でしょうか。対象者が退所するのに適切だと考えるものを1つ選択してください。

- | |
|------------------------------|
| 1. 家族と同居 |
| 2. 入院前に住んでいた自宅・アパートなどのひとり暮らし |
| 3. 賃貸アパートなどを新たに借りてのひとり暮らし |
| 4. 生活訓練施設（援護寮） |
| 5. 福祉ホーム |
| 6. 入所授産施設 |
| 7. グループホーム |
| 8. 老人保健施設 |
| 9. 特別養護老人ホーム |
| 10. 養護老人ホーム |
| 11. 8, 9, 10以外の老人福祉施設 |
| 12. その他 |
| 13. 将来の退所を想定できない |

問 24 問 23 のような「暮らしの場」に退所した場合、どのような支援が必要でしょうか。あてはまるものを選択してください（複数選択可）。

- | |
|-------------------------------|
| 1. 専門職（看護師・ケースワーカーなど）による援助・指導 |
| 2. 非専門職（ヘルパーなど）による援助 |
| 3. 給食サービス |
| 4. 不要 |
| 5. 将来の退所を想定できない |

→【問 24 で 1 を選択した方にうかがいます】

付問 1 専門職（看護師・ケースワーカーなど）の支援はどれくらいの頻度で必要と考えますか。
1～5より1つ選択してください。

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1. 24時間常駐で必要 | 4. 1週間で数回の訪問が必要 |
| 2. 日中のみ常駐で必要 | 5. 1週間で1回程度の訪問 |
| 3. 毎日の訪問 | |

→【問 24 で 2 を選択した方にうかがいます】

付問 2 非専門職（ヘルパーなど）の支援はどれくらいの頻度で必要と考えますか。
1～5より1つ選択してください。

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1. 24時間常駐で必要 | 4. 1週間で数回の訪問が必要 |
| 2. 日中のみ常駐で必要 | 5. 1週間で1回程度の訪問 |
| 3. 每日の訪問 | |

次ページ
問 25 へ

回答は別紙の回答用紙にご記入ください。質問票が不足の場合は、恐れ入りますがコピーしてご利用ください。

問 25 対象者が退所した場合に可能と思われる就労能力についてお答えください。(いずれか 1 つ)

- 1. フルタイム（一般）
- 2. フルタイム（通常の就労に比べて負荷が軽く、低賃金での就労）
- 3. パートタイム（1日あたりの就労時間が短い、あるいは週に何日かの就労）
- 4. 授産施設・作業所での就労
- 5. 以上 1～4 のいずれも困難である
- 6. 将来の退所を想定できない

問 26 次にあげる日中の「活動」のうち、退所後、対象者が利用するのに必要なものはどれですか。あてはまるもの選択してください。(複数選択可)

- 1. デイ・ケア、ナイト・ケア
- 2. 共同作業所
- 3. 地域生活支援センター、クラブハウスなど
- 4. 当事者の会、家族会、断酒会、ピアサポート、ピアカウンセリングなど
- 5. その他
- 6. 特に適當なものはない
- 7. 将来の退所を想定できない

問 27 対象者の家族・親戚や親しい友人などによる面会の頻度について、次の中から 1 つ選択してください。

- 1. 月に 1 回以上
- 2. 年に数回
- 3. 年に 1～2 回
- 4. ほとんどない

【問 27 で 1～3 に○をつけた方にうかがいます】

付問 1 主な面会者と対象者の関係について、次のうちあてはまるものを選択してください(複数選択可)。

- 1. 両親
- 2. 配偶者
- 3. 子供またはその配偶者
- 4. 兄弟（姉妹）
- 5. その他の親戚
- 6. 友人・近所の人

問 28 対象者の結婚歴を次の中から 1 つ選択してください。

- 1. 既婚（現在配偶者がいる）
- 2. 配偶者と死別して現在は独身
- 3. 配偶者と離婚して現在は独身
- 4. 結婚歴なし

問 29 対象者が退所した場合に、家族や友人などからどの程度の支援が得られるか次の中から 1 つ選択してください。(将来の退所を想定できない場合も、仮に退院する場合を想定してお答え下さい。)

- 1. 支援は得られない。
- 2. 助言や精神的な支援（電話など、物理的にその場にいない支援も含む）のみ
- 3. 週数回の ADL（基本的日常生活動作）、IADL（手段的日常生活動作）の支援
- 4. ほぼ毎日の ADL、IADL の支援
- 5. 必要であれば 2～4 時間を通じての ADL、IADL の支援や見守り

註 ADL（基本的日常生活動作）…問 19 をご参照ください。

IADL（手段的日常生活動作）…問 20 をご参照ください。

回答は別紙の回答用紙にご記入ください。質問票が不足の場合は、恐れ入りますがコピーしてご利用ください。

問 30 次にあげる項目について、対象者が地域生活していく上で必要度（※）を1～3でお答えください。

a. 相談に乗ってくれる市町村の精神保健福祉専門の職員	1.不可欠 2.ある方が望ましい	3.不要
b. 相談に乗ってくれる病院・診療所の相談員	1.不可欠 2.ある方が望ましい	3.不要
c. 具合が悪くなったらいつでも診察してくれる、かかりつけの病院・診療所	1.不可欠 2.ある方が望ましい	3.不要
d. 具合が悪くなったらいつでも相談できる電話相談機関	1.不可欠 2.ある方が望ましい	3.不要
e. 対象者が自宅での生活に疲れたときなどに、入院させず休息させてくれる施設（ショートステイ）	1.不可欠 2.ある方が望ましい	3.不要
f. 対象者の世話をしている家族が病気になった場合などに、対象者を入院させず休息させてくれる施設（ショートステイ）	1.不可欠 2.ある方が望ましい	3.不要
g. 日ごろの暮らしの相談や支援に乗ってくれたり、友達との交流が行なえる身近な場所（地域生活支援センター）	1.不可欠 2.ある方が望ましい	3.不要
h. 対象者の自宅を看護師が訪問して服薬や病気・生活の相談にのってくれるサービス（訪問看護サービス）	1.不可欠 2.ある方が望ましい	3.不要
i. 掃除や食事の用意、身の回りの世話などの家事を応援してくれるホームヘルプサービス	1.不可欠 2.ある方が望ましい	3.不要
j. 保健・福祉・医療のサービスに対する苦情や意見を聞いて、対象者の代わりに代弁してくれるサービス（権利の擁護）	1.不可欠 2.ある方が望ましい	3.不要
k. 自宅での金銭の管理や資産の活用を対象者に代わってしてくれるサービス	1.不可欠 2.ある方が望ましい	3.不要
l. アパートなどを借りる際、保証人の代理になってくれるサービス	1.不可欠 2.ある方が望ましい	3.不要
m. 就職についての相談ができるところ	1.不可欠 2.ある方が望ましい	3.不要

問 31 対象者は、問 23～問 30 までで示すような居住先・支援が整えば退所は可能ですか。あてはまるものを1つ選択してください。

1. 現在の状態でも、居住先・支援が整えば退所は可能
2. 状態の改善が見込まれるので、居住先・支援などを新たに用意しなくても近い将来（6ヶ月以内）には退所が可能になる
3. 状態の改善が見込まれるので、居住先・支援が整えば近い将来（6ヶ月以内）には可能になる
4. 状態の改善が見込まれず、居住先・支援を整えても近い将来（6ヶ月以内）の退所の可能性はない

以上で質問は終了です。調査にご協力いただきありがとうございました。
最後に、記入漏れがないかご確認ください。